

議案第404号

さいたま都市計画公園の変更について

(さいたま市決定)

計画書（公園）

さいたま都市計画公園の変更（さいたま市決定）

都市計画公園中 4・3・03 号合併記念見沼公園を 5・5・11 号さいたまセントラルパークに、名称を改め次のように変更する。

種別	名称		位置	面積	備考
	番号	公園名			
総合公園	5・5・11	さいたま セントラルパーク	さいたま市大宮区 天沼町1丁目及び 2丁目地内	約 15.7ha	広場 修景施設 便益施設等

「区域は計画図表示のとおり」

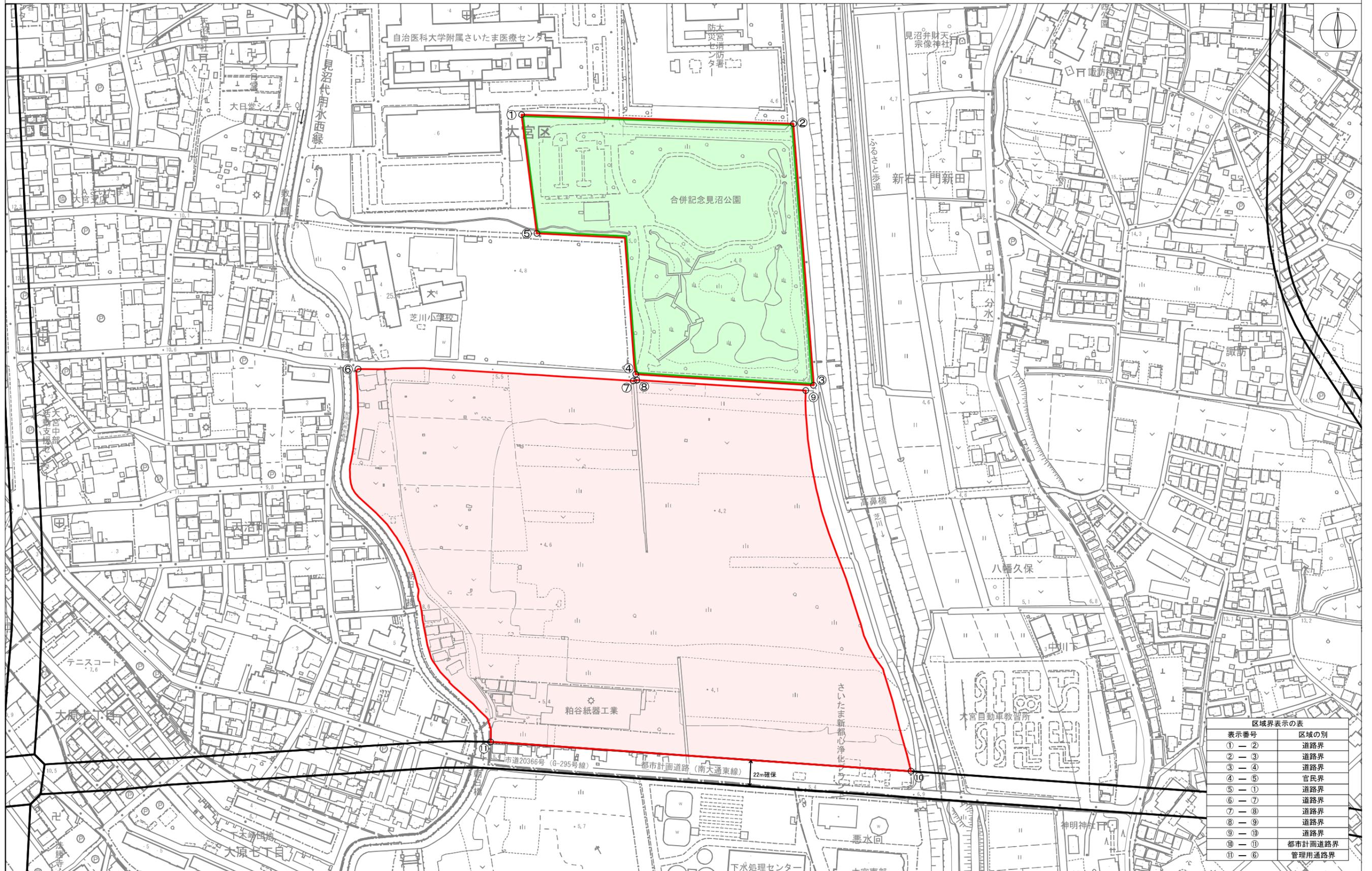
理由

「見沼田圃の保全・活用・創造」に向けた取り組みの核となる事業として、平成 19 年度に開設した「合併記念見沼公園」の南側に追加して公園整備を図るものである。

このことにより、本市における公園不足を補うとともに、宅地化、荒地化などにより緑地の断片化が進む見沼田圃の保全・活用・創造等を先導的に実施する具体的な施策として、見沼田圃の貴重な自然環境を保全・再生し、市民のオアシスとなる緑の拠点や農業と市民の接点を形成するものである。

さらに、本市としての広域避難場所や首都圏広域防災の対応拠点の一翼を担うものである。

なお、公園名称を「さいたまセントラルパーク」に変更するものである。



表示番号	区域の別
① - ②	道路界
② - ③	道路界
③ - ④	道路界
④ - ⑤	官民界
⑤ - ①	道路界
⑥ - ⑦	道路界
⑦ - ⑧	道路界
⑧ - ⑨	道路界
⑨ - ⑩	道路界
⑩ - ⑪	都市計画道路界
⑪ - ⑥	管理用通路界



理 由 書

本理由書は、都市計画法第 17 条第 1 項の規定に基づき、さいたま都市計画公園 4・3・03 号合併記念見沼公園を、さいたま都市計画公園 5・5・11 号さいたまセントラルパークに変更する理由を示したものです。

I 公園の概要

本公園計画地は、JR さいたま新都心駅から北東約 2km の本市のほぼ中央に位置し、平成 19 年度に開設された合併記念見沼公園の南側に接して拡大整備を図るものです。

主な施設は、交流広場や見沼の池（サンクチュアリ）、また、見沼田圃における農業と市民の接点となる学習水田や多目的広場、さらには、災害時の防災空間としても利用可能な公園として整備するものです。

II 都市計画（変更）の必要性

見沼田圃は、首都近郊に残された数少ない大規模空間として豊かな自然が残されている一方で、市街地に近接しているため都市化の影響を受けやすく、荒地の増加が著しいことから、環境の保全・再生への対応が早急に必要となっています。また、本市の都市公園面積は、目標としている「人口一人当たり 10㎡以上」の半分程度しか確保できておらず、全国平均（10.2 ㎡/人）や政令市平均（6.8 ㎡/人）を大きく下回っております。さらに、本市においては広域避難場所の確保等も課題となっています。

そこで、本市における公園不足を補うとともに、見沼田圃の保全・活用・創造等を先導的に実施する具体的な施策として、見沼田圃の貴重な自然環境を保全・再生し、市民のオアシスとなる緑の拠点や農業と市民の接点を形成するとともに、防災機能を向上させるため、都市計画に位置付けるものです。

III 上位計画での位置づけ

さいたまセントラルパークは、さいたま市総合振興計画実施計画（令和3年度～令和7年度）において、「大規模公園の整備推進」のうち、「セントラルパーク次期整備地区の推進」として個別施策に位置づけられています。その中では、見沼田圃地域における既存の自然・歴史・文化をかけがえのない環境資産として次代に引き継ぎ、見沼田圃の保全・活用・創造を先導する緑の核となるとともに、市民の避難場所となり、かつ広域防災拠点を補完する防災機能を有する都市公園の整備を進めていくことが記されています。

また、「さいたま市緑の基本計画 改訂版」では、計画地及びその周辺について、市における緑の将来像として「緑のシンボル核」及び「見沼田圃シンボル軸」の両方に属する重要な場所に位置付け、さいたまセントラルパークを推進することとしています。

IV 関連する都市計画

本公園計画地の南側の境界には、都市計画道路 3・3・94 号線（南大通東線）が、幅員 22m にて都市計画決定されており、本公園の主要アプローチ道路としての機能を有しています。